

第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会（第3回）議事要旨

1 日時

令和元年12月26日（木）13時30分から15時30分まで

2 場所

三重県栄町庁舎4階 第41会議室

3 出席者

【座長】三重県動物愛護推進センター 所長 久米 徹 委員

※座長欠席により、代理として久米委員が指名されました。

国立大学法人岐阜大学応用生物科学部 教授 杉山 誠 委員

公益社団法人三重県獣医師会 会長 永田 克行 委員

【兼 公益財団法人三重県動物管理事務所 理事長】

四日市市保健所副所長兼衛生指導課長 平田 茂 委員

津市環境部環境保全課 課長 西川 直希 委員

大紀町環境水道課 課長 喜多 保友 委員

※林委員（三重県保健所長会 会長 兼 三重県津保健所 所長）、奥野委員

（三重県愛玩動物協会 代表）及び山越委員（三重県動物愛護推進員）は欠席

（事務局）

三重県医療保健部食品安全課

食品安全課長 中井、生活衛生・動物愛護班長 佐々木、同班 山中

4 配布資料

資料1-1 改正動物愛護管理法の概要

資料1-2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要について

資料2 「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定に向けて

資料2-1-1 動物愛護管理基本指針の点検結果

資料2-1-2 動物愛護管理基本指針（骨子案）

資料2-2-1 改正法の施行に向けた政省令等と基本指針の改正検討スケジュール（予定）について

資料2-2-2 第3次三重県動物愛護管理推進計画改定スケジュール（再修正版）

資料2-2-3 第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱（案）

資料2-2-4 動物愛護管理基本指針骨子案対比表

5 要旨

(1) 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正について（資料1）

（事務局より）

●改正内容の概要について説明

（委員より）

○マイクロチップの情報登録制度についての質問が複数あった。

→制度については、未定な部分が多く、令和3年度の施行に向けて、今後環境省が内容を詰めていく段階にある。（事務局）

○マイクロチップの装着については、狂犬病予防法上の登録とみなされることであるが、これまで所有者の変更や死亡した場合の手続きは、市町村等身近な行政の窓口で手続きができた。（地方に窓口のない）指定登録機関で手続きしなければならなくなり、飼い主が仕組みを理解していないと、台帳管理が不十分なものとなってしまいう可能性がある。

→所有者明示にも影響が大きいので、適正な運用に努めるとともに、しっかりとした仕組みづくりを環境省に要望していく。（事務局）

○今後、飼い主が指定登録機関に対して行う手続き等が適切になされるよう、飼い主に対し十分な周知が必要となる。

○マイクロチップの情報登録制度が新設されたが、制度が適正に運用されることで、所有者明示率や狂犬病予防注射の接種率向上につながることを期待する。

(2) 「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定に向けて（資料2）

①「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正に係る審議状況について

②今後のスケジュールについて

（事務局より）

●環境省中央環境審議会動物愛護部会で審議された旧動物愛護管理基本指針点検（検証）結果について説明。

●動物愛護管理基本指針（骨子案）について説明

●今後の政省令及び基本指針の改正スケジュールについて説明

●「第2次三重県動物愛護管理推進計画」の延長について説明

●「第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱」で定められた委員の任期の延長及び要綱の改正について説明

（委員より）

○第2次推進計画の延長及び第3次推進計画の期間（案）について、委員より承認があった。また、これに伴う委員の任期延長についても、承認があった。

○第3次推進計画について、計画期間を今後の10年間とすることにあたっては、基本指針の骨子案でも期間が10年間となっていることから、特に問題はないと考える。

- 第3次推進計画 についても、国の基本指針にあわせて、検証や見直しの時期を明確に示してもらいたい。
- 10年計画として、計画の（数値）目標は10年後の値として掲げるのか、もしくは1年ごとに見直していくのか。
 - 10年先の姿を踏まえつつ、5年後に国の基本指針の見直しがあることを想定して、中間目標を設定することを想定している。また1年ごとの目標及び進捗については実施計画で明らかにしていく予定。（事務局）
- 基本指針の骨子案にある「我が国では15歳以下の子どもの数を上回る犬と猫が飼養されており～」のくだりにある犬と猫の飼養頭数の根拠は定かでないが、マイクロチップの装着等の義務化が行われることで、より正確な頭数の把握につながり、根拠がしっかりとした動物関係の施策が進むことに期待する。
- 基本指針の骨子案において、殺処分ゼロを目指すべき対象の区分が明確にされたことから、三重県においても推進計画と他の施策で設けられた数値目標の整理が必要と考える。
- 基本指針の骨子案において、国として殺処分ゼロを目指すべき対象（区分）を明確にしたことは、何でもゼロという段階から一步前進したのではないかと思う。三重県においても、その内容についてゼロを目指すのが、県民の理解を得やすいのではないか。
- どうしてその部分のゼロを目指すのかを説明し、理解を得て進めるということが重要であると思う。
- 殺処分数について、ゼロを目標とする方法もあるが、（三重県では課題となっている）環境省の示す区分②に含まれる幼齢の動物について、処分数を減らすため譲渡等を推進していくなどの目標に置き換えてはどうか。
- 法改正の主旨をきちんと捉え、殺処分ゼロに特化した政策に捕らわれず、動物愛護に関する啓発など地道な取り組みに期待する。